

【1】国民健康保険の窓口負担減免制度について

＜ほぼ次の「発言通告書」に沿って質問しました。＞

(1) 国民健康保険の窓口負担減免制度とは・・・生活困難を理由に国民健康保険加入者が医療機関に支払う原則3割の窓口負担金（一部負担金／自己負担金／医療費負担金）を減額・免除・徴収猶予（以下、この3つを減免といいます）するという制度。

(2) この制度の法的根拠

①国民健康保険法第44条

＜保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。1. 一部負担金を減額すること。2. 一部負担金の支払を免除すること。3. 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。＞

②①に基づく59(S34)年の厚生省(当時)通知(「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について」(昭和34年3月30日付保発第21号厚生省保険局長通知))

国民健康保険法44条の「特別の理由」とは、災害で体に障害を負ったり財産を失ったりした場合、農作物の不作・事業の廃止・失業などで収入が著しく減った場合など一部負担金の減免を受けることを相当と認める事由があることと規定。

(3) 全国の自治体の実施状況・・・「医療機関の未収金問題に関する検討会」(事務局 厚労省) 報告書<08(H20).7.10>に拠り記述。

①07(H19)年12月現在、全市町村1818。

②減免基準を設けていない(窓口負担減免制度を実施していない)市町村数は815。条例・規則・要綱等を制定して減免基準を設けている(窓口負担減免制度を実施している)市町村数は1003。

③減免基準(減免の対象となる理由)は、次の2つ設けられています。

○一時的な生活困窮 ○恒常的な生活困窮(低所得)

③減免基準を設けている1003のうち、減免事由として低所得(恒常的な生活困窮)も定めている市町村数は155、うち、具体的な低所得の判定基準を定めている市町村数は111。

④06(H18)年度の減免実施件数は、全国で10764件。件数が少ない最大の理由は「周知不足」。

⑤国民健康保険法制定時<58(S33).12>よりこの制度はあるのにあまり活用されていない「使えない制度」(実施されていない・知られていない・低所得が減免事由にない)となっているのが、この報告書よりわかります。

(4) 現在、年収300万未満の世帯では、4割の人が「具合が悪くても医者にかかれない」など、負担を苦にした受診抑制が深刻化しています(07年の日本医療政策機構アンケート調査)。このような事態の広がりの中で、病院の未収金問題も明らかになってきています。前述の「医療機関の未収金問題に関する検討会」報告書では、「医療機関の未収金が増えてきていること」「その要因は『生活に困っており、医療保険の自己負担分の医療費を支払う資力はないようだ』が上位」と報告しています。そして未収金発生予防をするには、「生活困窮」を要因とする未収金発生を念頭に対策を検討していくことが重要であると考察され、「生活困窮」については、「一部負担金減免、生活保護の適切な運用等各種制度の活用について、被保険者、患者に対する十分な情報提供やきめ細かな相談が行われる必要がある。」と述べています。こうした中で、国民健康保険の窓口負担減免制度の励行の声が高まってきており、厚労省は、今年度、低所得世帯を対象に窓口負担を減免するモデル事業を実施し、その結果をもとに基準作りに入る予定をしています。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

(1) 生駒市における医療機関の未収金の発生状況はどうですか。その未収金の発生原因に生活困窮が占める割合はどれぐらいですか。

(2) 具合が悪くても医者にかかれないという実態は生駒市でありますか。

(3) 今後、具合が悪くても医者にかかれないという悲劇を起こさないために、セーフティネットとして窓口負担減免制度を活用する考えはありますか。

＜市(福祉健康部長)の答(骨子)＞

(1)・(2) の問への答：実態は把握していない。実態把握調査の実施予定はない。

(3) の問への答：奈良県では奈良市以外の自治体では実施されていないが、厚労省が昨年度に実施したモデル事業の結果・動向をみてこの制度の活用を検討していきたい。

＜市の答を受けて＞

(1)・(2) の問への答を受けて：実態把握調査の実施を要望しておきました。

(3) の問への答を受けて：制度を活用するよう要望しておきました。

＜今後＞

市が、国民健康保険の窓口負担減免制度の活用を開始するよう見守っていかねばなりません。

【2】 緑の基本計画と市民協働

＜ほほ次の「発言通告書」に沿って質問しました。＞

(1) 緑の基本計画とは

①04(H16)年9月策定。

②市民が緑豊かな都市環境のもとで生活し、次世代にもこの環境を引き継いでいくために、おおむね今後20年間に、市民と市民、市民と行政が協働して取り組むべき“花と緑と自然の都市・まちづくり”の基本的な方向を示したもの。

③計画では、本市の花・緑・自然の領域を「山地・丘陵の緑」「河川・ため池などの水辺」「身近な樹林の緑」「公園」「まちなかの花や緑」「庭先・窓辺の花や緑」の6つに分け、それぞれの領域での“花と緑と自然の都市・まちづくり”のあり方を方向づけている。

④「社会、経済情勢や環境の変化などに合わせながら、必要に応じた修正を行うこと」になっている。

(2) 今回は「河川・ため池などの水辺」、特に住宅地にあるため池に焦点を当てたいと思います。

<1>水は人間にとって特別な意味があります。人は悲しい時、つらい時、うれしい時に涙を流します。涙は「水に戻る」と書きます。涙、つまり水を流すことで人は、もとの自分に帰るのだといいます。人間を含めあらゆる生物は水から生まれました。水のある場所（水辺）で人は生まれ来たふるさとに戻れます。

<2>このような大切な水に親しめる水辺について、緑の基本計画も述べているように、そのあり方について次の3つの観点があります。これは水辺の3つの効果ともいえます。

①水辺は美しい景観があり、癒しやレクリエーションの場になります。

②水辺は多様な生物の生息の場であり、人と他の生命とのふれあいの場になります。

③ため池の雨水貯留浸透（雨水を貯留し、あるいは地中に浸透させること）の作用は洪水を防止し、また、河川の水辺空間づくりは大和川・淀川水系の水質浄化につながります。

(3) このような水辺環境（親水空間）の保全・活用はぜひ、進めていくべきであります。そして、それにあたっては、緑の基本計画が強調しているように、市民と行政の協働の取り組みとして行なっていくことが大切です。つまり、市民は自分たちの環境は自分たちで管理するという認識を持ち、創意・工夫を発揮し、ニーズも出す。それに応じて行政は、環境の保全・活用のための仕組みを整え、市民の活動を支援する。

(4) しかしながら、残念な例も聞こえてきています。4年前・3年前の共に6月議会でも取り上げられた生駒台小明池の浄化活動は市民と行政の協働の取り組みとして行なわれ、一定の成果があったにもかかわらず、今春ごろにはその活動がうまくいかなくなってしまっているとのことであります。また、うわさに過ぎないとは思いますがこの池が埋め立てられるのではないかとという話を聞いた住民がいます。やや古くなりますが、94(H6)年にある住宅地の遊水地が、住民から反対の声もあがったにもかかわらず埋め立てられて宅地化されたことがありました。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

- (1) 生駒台小明池やその他の住宅地の公園や住宅地の隣接地にあるため池を埋め立てる考えがあるのでしょうか。
- (2) 「緑の基本計画」には「親水型公園の整備に取り組みます。」「親しみの持てる水辺空間づくりを支援します」とありますが、住宅地の公園や住宅地の隣接地にあるため池の保全・活用について、いかがお考えですか。どのように進めていかれますか。
- (3) また、そのことを進めていく際の市民と行政の協働を成功させるには、何が必要・大切だとお考えですか。

<市（都市整備部長）の答（骨子）>

- (1) の問への答：市が所有する生駒台小明池やその他の住宅地の公園の埋め立ての計画はない。住宅地の隣接地にあるため池を埋め立てるといふ情報はないが、これらは水利組合や個人が所有しており、埋め立てるとなっても市が異議を唱えることは難しいと考えている。
- (2) の問への答：住宅地内のため池（都市公園にあるため池）は6つあるが、それらを利用した親水空間の整備については、コミュニティーパーク事業等を推進する中で、行政主導で行なうのではなく市民からアイデアを募りながら保全・活用策を考えていきたい。住宅地の隣接地にあるため池の活用については、所有者の同意の問題・整備費用・管理費用等から行政が積極的に進めていくのは難しいと考えている。
- (3) の問への答え：市民と行政の協働を成功させるには、共通の目標に向かって相互理解をはかり、パートナーシップに基づく信頼関係を構築することが不可欠であり、相互に尊重しあうことでそういった関係を深めていくことができる。

<市の答を受けて>

- (1)・(2)・(3) の問への答えを受けて：今後、市民と行政の相互理解・信頼関係を大切にしながら具体的にため池の保全・活用を進めていってほしい旨要望しておきました。

<今後>

市民と行政の良好なパートナーシップ（協働／立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと）をはかりながら、個々のため池の保全・活用＝親水空間の整備に取り組んでいきたいものです。

【3】常設型住民投票条例の制定について

<ほぼ次の「発言通告書」に沿って質問しました。>

- (1) 常設型住民投票条例の制定は、市民自治を拡充するためにも、今年4月より施行されている自治基本条例を推進する上でも大変に意義あることです。去る4月6日に第4回「生駒市市民自治推進会議」が開催され、「常設型住民投票条例」を制定していくことが決定され、推進会議としての案がほぼ固まりました。そして、市の案を作成する市と推進会議案を作成した推進会議とのキャッチボールが行われていくことになりました。
- (2) 常設型住民投票条例の制定は大いに期待しているところでありますが、1点、気がかりがあります。それは、せっかく制定した投票条例が「使えないもの」であってはならないということであり、この点で、どういう投票条例にするかということを考えていただく上で、特に配慮いただきたい点が2つあります。それは①**投票の実施に必要な署名数**を投票資格者数の何分の1以上にするか、②**住民投票の成立要件**（投票率がいくら以上ないと不成立で無効にするかというもの）を設けるか否か、設けるのであればいくりにするか、ということです。

①について…必要署名数が少なければ住民投票が乱発されると心配する向きがあり（生駒市民はそういうことはしないと私は思いますが）、多過ぎればハードルが高くなり事実上住民投票の実施は不可能となります。

②について・・・住民投票の成立要件を設けると、「棄権しよう運動」が起きて棄権が増え、住民投票の成立が困難になります。例えば、成立要件を設けて、それを厳しく投票率50%以上とすると、これは4年前(平成18年1月)の市長選(投票率45.64%)より高い投票率となります。また、今年1月の市長選の投票率は53.15%でしたが、これに棄権しよう運動が起きて棄権者がわずかに3%強増えるだけで50%を割ってしまいます。

(3) 私は、**必要署名数は投票資格者数の8分の1以上、成立要件は設けない、が適切**だと思います(参考までに、生駒市の類似団体である千葉県我孫子市の住民投票条例はそのようになっています)。

(4) なお、成立要件については特に慎重に配慮いただきたいと思います。第4回「生駒市市民自治推進会議」で配布された資料によれば、今年4月1日までに常設型住民投票条例を制定した自治体は28、うち成立要件を設けているのが20、設けていないのが8自治体ですが、新しい制定になるほど設けないという傾向にあります。つまり、直近の制定7自治体をみると3自治体が設け、4自治体は設けていません。このような**成立要件を設けないという流れ**に敢えて逆行する理由・必要はありません。

(5) **これまで常設型住民投票を実施したのは**、調べた限りでは、埼玉県富士見市(平成15年)・同美里町(平成16年)・山口県岩国市(平成18年)の3自治体に過ぎません。それも、前2つは首長発議で合併の是非を問うもの、基地問題の是非を問うた岩国市も首長発議でした。住民(市民)請求の常設型住民投票はまだ実施されたことがありません。「使える」常設型住民投票条例こそが必要です。

以上を踏まえて、以下、ご質問いたします。

(1) **推進会議とのキャッチボールの進み具合はいかがですか。**

(2) **必要署名数は投票資格者数の8分の1以上、成立要件は設けない、が適切**だと思いますが、**いかがですか。**(実際にした質問: 必要署名数はどのようにしようとお考えですか。また、成立要件は設けますか、設けませんか。設けるのであれば、どのようにされますか。)

(3) **条例案作成にあたってはパブリックコメントなど市民の意見を聴く手立てをどのようにもうけられますか。**

<市(市長公室長)の答(骨子)>

(1) の問への答: この5月に庁内の住民投票条例案策定のPTを立ち上げた。今後、このPTと推進会議とのキャッチボールを進めいく。

(2) の問への答: これらについては、推進会議でも活発に論議していただいております、いろんな考え方があるが、一定の結論を出していきたい。

(3) 「推進会議によるパブリックコメント」や「無作為アンケート」を実施していきたい。

<市の答を受けて>

市は推進会議とのキャッチボールをしながら住民投票条例案を策定中とのこと、是非「使える」住民投票の制度を策定していただきたい旨を要望しておきました。

<今後>

常設型住民投票の制度は、住民自治・住民参加を推進・保障するもので、その制度をつくるのも、人任せでなく住民自身でなければなりません。今後、パブリックコメントに参加するなど市民参加でこの制度をつくっていくことが大切です。

(以上)